

婚姻要件具備証明書の発行について

(1) 婚姻要件具備証明書とは

法務局が発行する婚姻要件具備証明書は、請求者である日本人が外国の方式で婚姻するに当たり、日本の法律上、婚姻の成立要件を備えていることを証明するものです。

(2) 請求できる方

不正取得防止のため、証明書の発行は、請求者 **ご本人が窓口に来庁した場合に限られます**。代理人による請求や郵送請求をすることはできません（請求者が海外に在住しているなどの特別な事情がある場合は、請求窓口にご相談ください。）。

(3) 請求するために必要なもの

- ① 婚姻要件具備証明書交付申請書
- ② 請求者の戸籍謄本（発行後1か月以内のもの）
 - ※ 女性の場合は、請求日から少なくとも100日前の戸籍の記載が確認できるものが必要。
- ③ 請求者の本人確認書類（運転免許証やパスポート、マイナンバーカードなど、顔写真付きのもの）
- ④ 婚姻する相手方の氏名、性別、生年月日、国籍
 - ※ 婚姻する相手方の氏名などの記載を誤って請求した場合、本国の婚姻手続で使用できないおそれがあります。

(4) 請求に当たっての注意事項

- 証明書は、**申請日当日に交付できない場合があります**のでご注意ください。
- 法務局で発行する婚姻要件具備証明書については、手数料は無料です。
- 提出先の国によっては、発行された婚姻要件具備証明書に、日本の外務省の認証や、大使館・領事館の認証などを求められる場合がありますので、詳しくは、提出先の国の在日大使館・領事館にお問い合わせください。

(5) 請求窓口・お問合せ先

婚姻要件具備証明書は、戸籍事務を取り扱う法務局のほか、本籍地の市区町村役場や、外国にある日本大使館・領事館で発行しています。

- 和歌山地方法務局戸籍課（〒640-8552 和歌山市二番丁3 / ☎073-422-5131）
- 和歌山地方法務局橋本支局（〒648-0072 橋本市東家五丁目2-2 / ☎0736-32-0206）
- 和歌山地方法務局田辺支局（〒646-0023 田辺市文里一丁目11-9 / ☎0739-22-0698）
- 和歌山地方法務局御坊支局（〒644-0002 御坊市藪369-6 / ☎0738-22-0335）
- 和歌山地方法務局新宮支局（〒647-0043 新宮市緑ヶ丘三丁目2-64 / ☎0735-22-2757）